小規模個人再生による免責決定

平成２４年（モ）第１０８号

北海道美唄市字美唄1718番地36
再生債務者　金子知恵美
1　主文　再生債務者を免責する。
2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成24年４月９日
札幌地方裁判所岩見沢支部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２１年（再イ）第８１７号

大阪府東大阪市布市町１丁目１番44号
再生債務者　徳元　三郎
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月６日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第３号

堺市中区深井中町1113番地52
再生債務者　髙山　和仁
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月７日まで
4　一般異議申述期間　平成24年５月11日から平成24年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第８５号

大阪府大東市野崎３丁目１番４号
再生債務者　篠藤　茂夫
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年５月７日まで
平成24年４月６日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第８７号

大阪府豊中市桜の町５丁目２番３―405号
再生債務者　溝部　広晃（旧氏名伊藤彰）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第３号

静岡県浜松市中区高丘東５丁目17番18号　ハイツスライブＡ201号
再生債務者　塩澤　美香
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月６日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２３年（再ロ）第７号

北海道旭川市春光台３条７丁目５番地の14
再生債務者　石川　　悟
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月９日　　旭川地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１７年（再ロ）第３７号

岡山県総社市真壁1228番地３、認可決定時の住所神戸市北区星和台１丁目11番地の24徳久　孝方
再生債務者　平見健太郎
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成17年10月６日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年４月４日
神戸地方裁判所第３民事部

財務省共済組合定款の一部変更について

財務省共済組合定款（平成12年12月20日制定）の一部を次のように変更する。
平成 24 年３月 30 日
財務省共済組合代表者
財務大臣　安住　　淳

第32条第１項の表中「$\frac{33.66}{1,000}$」を「$\frac{39.26}{1,000}$」に、「$\frac{4.92}{1,000}$」を「$\frac{5.18}{1,000}$」に、「$\frac{31.17}{1,000}$」を「$\frac{36.35}{1,000}$」に、「$\frac{36.15}{1,000}$」を「$\frac{42.17}{1,000}$」に、「$\frac{67.32}{1,000}$」を「$\frac{78.52}{1,000}$」に、「$\frac{9.84}{1,000}$」を「$\frac{10.36}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{33.66}{1,000}$」を「$\frac{39.26}{1,000}$」に、「$\frac{4.92}{1,000}$」を「$\frac{5.18}{1,000}$」に、「$\frac{36.15}{1,000}$」を「$\frac{42.17}{1,000}$」に改め、同条第３項中「「$\frac{33.66}{1,000}$」とあり、「$\frac{31.17}{1,000}$」とあり、及び「$\frac{36.15}{1,000}$」とあるのは「$\frac{0.60}{1,000}$」」を「「$\frac{39.26}{1,000}$」とあり、「$\frac{36.35}{1,000}$」とあり、及び「$\frac{42.17}{1,000}$」とあるのは「$\frac{0.89}{1,000}$」」に改める。

別表（第３条関係）中「｜九州財務局支部｜熊本市｜」を「｜九州財務局支部｜熊本市西区｜」に、「｜熊本国税局支部｜熊本市｜」を「｜熊本国税局支部｜熊本市中央区｜」に改める。

附　則

1　この変更は、平成24年４月１日から施行する。
2　変更後の第32条第１項から第３項の規定は、平成24年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法第11条第１項の規定により、次の免許状の取上げ処分を行った。
平成 24 年４月 17 日　　山形県教育委員会
1　免許状の種類（教科）及び番号
⑴　小学校教諭一種免許状
平10小一第101号
⑵　中学校教諭一種免許状（国語）
平10中一第133号
⑶　高等学校教諭一種免許状（国語）
平10高一第173号
2　授与年月日及び授与権者
平成11年３月23日　新潟県教育委員会
3　氏名及び本籍地
相田　　純　山形県
4　取上げ年月日　平成24年３月31日
5　取上げの事由
教育職員免許法第11条第１項該当

会社公告

吸収合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年三月九日
掲載頁　四十頁（号外第五十三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年三月九日
掲載頁　四十頁（号外第五十三号）
平成二十四年四月十七日
東京都葛飾区東立石三丁目五番一号
（甲）高嶺清掃株式会社
代表取締役　関川　泰子
東京都葛飾区東立石三丁目五番一号
（乙）高嶺商事株式会社
代表取締役　關川　泰子